

講師作成答案例

※太字:最低ライン、通常:合格ライン(目安)、斜字:加點事由等

1 1 甲が乙の首を両手で絞め付けた行為1に、嘱託殺人罪(202条後段)が成立
2 する。

3 (1)ア 甲が勤務先を解雇されて甲一家の収入が途絶え、ローン返済ができません、
4 住宅ローン会社から甲宅に設定されていた抵当権の実行を通告された。甲は
5 就職活動を行ったが、再就職先を見つけることができなかった。
6 このような状況に将来を悲観した乙は、夫の甲に対し、「生きているのが
7 嫌になった。みんなで一緒に死にましょう。」とくり返し言うようになった
8 が、甲は一家3人で心中する決意ができず、その都度「もう少し頑張っ
9 てみよう。」と答えていた。

10 そしてある夜乙が、眠っている3歳の長女丙の首に甲のネクタイを巻き・
11 絞め付けて殺した上、自らの身体の枢要部たる腹部に果物ナイフを突き刺し
12 た状況で、甲に対し「私にはもうこれ以上頑張ることはできなかった。」と
13 上記甲の一家3人心中を止める言葉を否定した上で「早く楽にして。」等と
14 言ったのは、自らを殺す「嘱託」をしたといえる。

15 イ 他方で甲が、「助けを呼べば、乙が丙を殺害したことが発覚してしまう。
16 しかし、このままだと乙が苦しむだけだ。」と考へ、乙殺害を決意し行為1
17 をしたのは、上記嘱託を「受け」たといえる。

18 (2) 行為1は、一般的に力が強いといえる35歳男性が両手で、比較的細く
19 柔らかい女性の首という重要な器官を内蔵する部位に対してされたから、窒息
20 死等の人を殺し「た」結果発生の現実的危険ある実行行為(「人を～殺し」と
21 いえる。

22 (3) 他方、乙の一酸化炭素中毒死という人を殺し「た」結果が生じた。